

令和元年 7 月 8 日

生徒・保護者の皆様

広島市立舟入高等学校
校長 日 浦 毅

異常気象や地震発生の対応（臨時休業等の判断基準）について

異常気象や地震発生について、下記のとおり取り扱います。ご確認いただき、適切に対応していただきますようお願いいたします。

1 気象警報・防災情報に対する判断基準

(1) 「特別警報」が発表されている場合

- ① 午前6時の時点で、広島市に「特別警報」が発表されている場合、臨時休業（休校）とします。
- ② 始業までに、広島市に「特別警報」が発表された場合、臨時休業（休校）とします。
- ③ 「登校中に特別警報が発表され、学校に登校した場合」、「在校中に特別警報が発表された場合」、「下校中に特別警報が発表され、学校に戻ってきた場合」は、原則として、次のような対応とします。
 - A 保護者と連絡が取れるまでは、生徒を学校に待機させます。
 - B 保護者と連絡が取れ、かつ帰宅経路の安全が確認できた場合は、その生徒から順次下校させます。

(2) 避難情報「警戒レベル4（避難勧告・避難指示）または5」が発令されている場合

- ① 午前6時の時点で、舟入小学校区（本校が立地する小学校区）に「警戒レベル4または5」が発令されている場合は、自宅待機とします。
- ② 始業までに、舟入小学校区に「警戒レベル4または5」が発令された場合は、自宅待機とします。
- ③ 午前10時まで、舟入小学校区の「警戒レベル4または5」の発令が解除された場合は、解除された時点で、生徒は安全に留意して登校してください。
- ④ 午前10時の時点で、舟入小学校区に「警戒レベル4または5」の発令が継続していれば、臨時休業（休校）とします。

(3) 「台風接近による大雨、洪水、暴風警報」が1つでも発表されている場合

- ① 午前6時の時点で、広島市に台風接近に伴う「大雨、洪水、暴風警報」が1つでも発表されている場合は、自宅待機とします。
- ② 午前10時まで上記の警報が全て解除された場合は、解除された時点で、生徒は安全に留意して登校してください。
- ③ 午前10時の時点で、上記の警報が1つでも継続していれば、臨時休業（休校）とします。

(4) 「台風接近以外で、大雨、洪水、暴風警報」のうち、2つ以上発表されている場合

- ① 午前6時の時点で、広島市に上記の警報が2つ以上発表されている場合は、自宅待機とします。
- ② 午前10時まで上記の警報が1つに、またはすべて解除された場合は、解除された時点で、生徒は安全に留意して登校してください。
- ③ 午前10時の時点で、上記の警報が2つ以上継続していれば、臨時休業（休校）とします。

(5) その他

広島市に「警報」または舟入小学校区に「警戒レベル4または5」が発表・発令されていない場合でも、地域によっては「警報」または「警戒レベル4または5」が発表・発令されていることがありますので、各ご家庭で気象情報や防災情報を確認のうえ登校の可否を判断してください。

2 一定震度以上の地震の発生に対する判断基準

(1) 広島市において、「震度5弱」以上の地震が下記の時間帯に発生した場合

- ① 17時から24時までに発生した場合には、翌日を臨時休校とします。
- ② 0時から8時30分までに発生した場合は、当日を臨時休校とします。

(2) 広島市において、「震度5弱」以上の地震が「登校中に発生し学校に登校した場合」、「在校中に発生した場合」、「下校中に発生し学校に戻ってきた場合」

- ① 保護者と連絡が取れるまでは、生徒を学校に待機させます。
- ② 保護者と連絡が取れ、かつ帰宅経路の安全が確認できた場合は、その生徒から順次下校させます。
- ③ 地震に伴い「津波警報、大津波警報」が発表された場合は、警報が解除されるまで生徒を学校に待機させます。